

# 連続学習会： 学ぼう「憲法」 ～「改憲」させないために

## 【第2回】 自民党の「日本国憲法改正草案」を知る(パート1)

日時 2014年2月10日(月)18:30～20:30

場所 四谷地域センター 11階 集会室2

(地下鉄丸ノ内線新宿御苑前又は四谷3丁目下車)

講師 石川多加子さん(金沢大学)

※石川さんは子どもと法・21通信2013年9月号(憲法特集:通巻150号)で「わたしの憲法講義—教員を志す学生に向けて」を執筆してくださいました。

2012年に公開された自民党の「日本国憲法改正草案」。「改憲」というと「9条」が頭に浮かびますが、9条「改正」だけでなく、「個の尊重」という憲法の基本が否定され、立憲主義の考えが無視された大変深刻な状況をもたらすものです。数にものを言わせる与党は、特定秘密保護法案を強行採決、集団自衛権容認等々日本国憲法の実態を踏みじることが次々と予定されています。その仕上げとして「改憲」が待ち構えています。

こうした状況にわたしたちはどう対処しどう行動していくか。何としてもこの状況を阻止したい。このように考えて今回憲法を学ぶ連続学習会を設定しました。同じ講師により問題点を深く論じていきます。これらを学び、そのうえで改憲の危険さを多くの人々に伝え、改憲阻止の輪を広げたい。

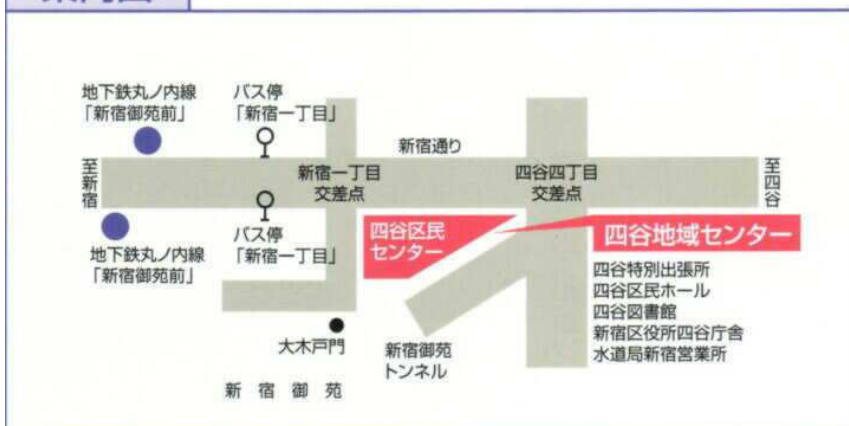
この3年間で勝負です。何としてもこの状況を阻止したい。今回の連続学習会は、このような緊迫した状況にあることをあらためて認識し、わたしたち自身が①憲法とはわたしたちにとってどのような意味をもっているのか、②日本国憲法はどのようなものか、③「改憲する」というのはどういうことか、④自民党の改憲案の問題点、これらを深く学びたい。そのうえで改憲の危険さを多くの人に伝え、改憲阻止の輪を広げたい。このような声を受けて企画しました。

第1回目は、「日本国憲法を学び直そう」を学習しましたが、第2回目は「自民党の『日本国憲法改正草案』を知る(パート1)」を行います。

ぜひ多くの方のご参加をお待ちします。

(参加費：500円)

### 案内図



【予告】第3回は2014年4月の平日午後6時半から(場所は同じところを予定)

### 【主催】

子どもと法・21

連絡先：石井法律事務所

(tel 03-3353-0841)

【裏面に続く】

## 連続学習会： 学ぼう「憲法」 ～「改憲」させないために

### 【第3回】 自民党の「日本国憲法改正草案」を知る(パート2)

日時 2014年4月の夜間に予定

場所 未定(予定では四谷地域センター11階集会)

講師 石川多加子さん(金沢大学)

第2回目の続きです。自民党の「日本国憲法改正草案」を知り、わたしたちがどう行動するかをみなで一緒に考えましょう。